

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成15年10月28日

株式会社アルティア

高野 洋一 殿

自動車交通局技術安全部技術企画課

国際業務室長

平成15年 7月23日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、照会法令の適用対象は以下のとおりとなる。

- ① 道路運送車両の保安基準第42条に基づく道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下「細目告示」という。）第30条第2項から第7項、第9項及び第11項は適用の対象とならない。
- ② 細目告示第30条第8項及び第10項は適用対象となる。

2 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

- ① 細目告示第30条第2項は、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色の灯火で照明部の上縁が2.5m以下のもの又は灯光の色が赤色の灯火のについて規定しているものである。前方に表示する灯火で、かつ、灯光の色が青色の場合にあっては、当該条項の適用対象とならない。
- ② 細目告示第30条第3項は、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が白色の灯火

について規定しているものである。前方に表示する灯火で、かつ、灯光の色が青色の場合にあっては、当該条項の適用対象とならない。

③ 細目告示第30条第4項、第5項は、自動車の前面ガラスの上方に備える灯火について規定しているものである。前面ガラスより下方に備える場合にあっては、当該条項の適用対象とならない。

④ 細目告示第30条第6項は、点滅する灯火または光度が増減する灯火について規定しているものである。点滅又は光度が増減する灯火でない場合にあっては、当該条項の適用対象とならない。

⑤ 細目告示第30条第7項は、反射器及び反射物について規定しているものである。反射器及び反射物でない場合には、当該条項の適用対象とならない。

⑥ 細目告示第30条第8項は、自動車に備える灯火の直射光又は反射光が、その自動車及び他の自動車の運転操作を妨げることを防止する規定である。当該1)の灯火については、光度が300cd以下の照明で、かつ、前部霧灯のリフレクターによる反射光が下向きある場合、また、当該2)の灯火については、光度が300cd以下の間接照明で、かつ、灯火から照射される方向が当該自動車の前方から後方であり、照射される方向に備えられる自動車部品（フロントグリル及びラジエータ等）が反射物でない場合であって、直射光又は反射光がその自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないものにあっては、当該条項に適合しているものと判断される。

⑦ 細目告示第30条第9項は、同条第2項第1号から第2号の2まで及び第7号に掲げる灯火について規定しているものである。①により同条第2項の規定の適用対象とならない場合にあっては、当該条項の適用対象とならない。

⑧ 細目告示第30条第10項は、当該条項で定める灯火以外の灯火について光度を規定しているものである。光度が300cd以下である場合にあっては、当該条項に適合するものと判断される。

⑨ 細目告示第30条第11項は、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示する灯火についての規定である。火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示する灯火でない場合にあっては、当該条項の適用対象とならない。